かに丸くん着ぐるみ貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蟹江町(以下「町」という。)のカニロゴマーク「かに 丸くん」を実体化した着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出し等に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し及び管理)

- 第2条 町長は、業務に支障のない範囲で、着ぐるみを貸し出すことができる。
- 2 着ぐるみの貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して7日以内とする。 ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 着ぐるみの貸出料は、無料とする。
- 4 着ぐるみの貸出しに関する庶務及び管理に係る業務は、政策推進室ふるさと振興課(以下「ふるさと振興課」という。)において所管する。

(貸出しの対象)

- 第3条 町長は、次に掲げる場合について、着ぐるみを貸し出すものとする。
 - (1) 町内会、自治会等の住民組織、町の外郭団体及び町に登録されたボランティア団体が実施する各種の行事等において使用する場合で、町の好感を高めることに資すると認めるとき。
 - (2) その他町長が適当と認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐる みを貸し出さないものとする。
 - (1) 着ぐるみの貸出しを希望する日において、他のものに貸し出すことを承諾しているとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (4) 営利を目的とした活動に使用するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について町長が不適当と認めるとき。

(貸出しの手続)

第4条 着ぐるみの貸出しを受けようとするものは、かに丸くん着ぐるみ貸出

申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書は、貸出しを希望する日(受取を希望する日をいう。)の7日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 町長は、第1項の申込みを承諾したときは、かに丸くん着ぐるみ貸出承諾 書(様式第2号)を、申込者に発するものとする。
- 4 第1項の規定により利用の承諾を受けたものの着ぐるみを借用する権利は、 他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(貸出方法等)

- 第5条 前条第3項の承諾を受けたもの(以下「借受者」という。)は、着ぐる みをふるさと振興課において直接受け取ることとし、貸出しに伴う搬出及び 返却に伴う搬入は、借受者が行うものとする。
- 2 借受者が着ぐるみの受取及び返却をすることができる時間は、平日(蟹江町の休日を定める条例(平成元年蟹江町条例第23号)第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。)の午前9時から午後5時までとする。

(尊守事項)

- 第6条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 着ぐるみは、承認された用途のみに使用すること。
 - (2) 着ぐるみの貸出期間を遵守すること。
 - (3) 着ぐるみは、常に良好な状態で管理すること。
 - (4) 着ぐるみの取扱いは、町長が別に定める取扱説明書によること。
 - (5) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(承諾の取消し)

- 第7条 町長は、借受者がこの要綱に違反していると認められるときは、着ぐるみの貸出しの承諾を取り消し、かに丸くん着ぐるみ貸出承諾取消書(様式第3号)を借受者に発するものとする。
- 2 前項の場合において、町長は、着ぐるみを既に貸出しているときは、その 返却を命じるものとし、借受者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第8条 借受者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、当該借受者の責任と 負担により、補修又はクリーニングその他必要な措置を講じ、原状に復さな ければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者は、故意又は過失によって着ぐるみを亡失した場合又は補修等が困難な状態まで損傷させた場合は、その損害を賠償しなければならない。 ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(免責)

第10条 町長は、着ぐるみの貸出若しくは貸出の承諾の取消しによって借受者 が受けた損害又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、その責めを負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関して必要な事項 は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。